

第4 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜

I 応募資格

共生推進教室選抜により入学を志願することのできる者は、

- ① 令和6年3月に府内の中学校等を卒業する見込みの者
- ② 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいがあると判定を受けた者
- ③ 自主的な通学が可能である者

のいずれにも該当し、次の(1)又は(2)に該当する者とする。

- (1) 本人及び保護者の住所が府内にある者
- (2) 前項(1)以外の者のうち、以下の「Ⅶ 入学志願者の審査等」の定めにより、入学志願特別事情申告書又は府教育委員会が交付した承認書を提出する者

II 募集人員

募集人員は、別途発表する。

III 通学区域

通学区域は、府内全域とする。

IV 出願、面接、入学者の選抜等

1 出願

- (1) 出願は、1つの共生推進教室に限る。
- (2) 出願手続は、共生推進教室を設置する大阪府立高等学校(以下、「設置校」という。)において行う。
- (3) 出願期間及び出願時間は、次のとおりとする。

2月14日	水	午前9時～午後4時
2月15日	木	

- (4) 志願者は、下記の書類を設置校に提出する。(郵送は認めない。)

ア 入学志願書(様式 K103) [19ページ]

イ 自己申告書(様式 K112) [22・23ページ]

自己申告書は、様式 K112表及び様式 K112裏を、表裏にした用紙1枚に、様式中の各項目について記載し、出願時に提出する。

原則として志願者の自筆とするが、志願者が保護者等と相談のうえ、他の者が記載してもよい。

ウ 療育手帳の写し又は知的障がい有するという判定の写し

エ 「I 応募資格」の(2)に該当する者は、入学志願特別事情申告書(様式 K122) [25ページ]又は府教育委員会が交付した承認書及びその関係書類

2 面接

学力検査は実施せず、面接を実施する。

- (1) 面接の実施日については、次のとおりとする。

実施日	設置校名
2月19日 月	金剛、枚岡樟風、北摂つばさ、千里青雲、信太、久米田、緑風冠、芦間
2月20日 火	東住吉、今宮
2月21日 水	—————

- (2) 面接は、自己申告書に基づき、個人面接で行う。なお、面接は保護者の同伴を原則とする。
- (3) 面接は、志願者全員について設置校において行う。
- (4) 面接の時間については、出願時に示す。
- (5) 本選抜に出願した志願者のうち、(1)に示す面接実施日に感染症に罹患しており、当日の受験が認められなかった者に対して、2月27日(火)に面接を行う。詳細は別に定める。

3 入学者の選抜

高等支援学校の校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

- (1) 高等支援学校の校長は、設置校の校長と協議のうえ、選抜のための補助機関として選抜委員会を設置校に組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。

- (2) 選抜委員会には、助言者として設置校の校長が参加する。
- (3) 選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接とする。
- (4) 合格者の決定に当たっては、調査書及び推薦書中の記載事項並びに面接の内容をもとに総合判定し、募集人員を満たすよう合格者を決定する。
- (5) 合格者の決定に当たって、(3)及び(4)に従うことが実際にはなほだしく困難な場合は、高等支援学校の校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
- (6) 高等支援学校の校長は、設置校の校長を通じて1月31日（水）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

4 合格者の発表

合格者の発表は、**2月29日（木）午後2時**に各設置校において行う。

V 中学校等における進学指導

中学校等の校長は、志願する設置校の校長を通じて志願先高等支援学校の校長にあらかじめ連絡をとるとともに、志願が適切なものとなるよう志願者・保護者に周知すること。

VI 留意すべき事項等

- (1) 共生推進教室選抜に出願する者は、高等支援選抜及び令和6年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、自立支援選抜並びに大阪公立大学工業高等専門学校における小論文と面接による特別選抜及び学力検査による選抜において併願はできない。
- (2) 共生推進教室選抜の合格者は、高等支援補充選抜、共生推進教室補充選抜及び令和6年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち一般選抜、二次選抜並びに自立支援補充選抜に出願することができない。また、共生推進教室選抜の合格者で令和6年度大阪府立支援学校高等部入学者決定に出願している場合は、その受験資格を失う。
なお、高等支援学校の校長は、設置校の校長を通じて共生推進教室選抜の合格者の受験番号を府教育委員会を通じて速やかに中学校等の校長に通知する。
- (3) 出願後は、志願先共生推進教室の変更を認めない。
- (4) 出願後は、書類は一切返還しない。
- (5) 本実施要項の違反又は虚偽若しくは不正などが判明した場合は、当該高等支援学校の校長は府教育委員会と協議のうえ、その受験者を不合格とし、又は入学を取り消す。
- (6) 高等支援学校の校長は、入学後の生徒について、できる限り早い時期にその健康状態を把握するよう努める。
- (7) 高等支援学校の校長は、設置校の校長を通じて志願者数、受験者数、合格者数、合格者の受験番号並びに入学状況及び面接実施結果を府教育委員会に報告する。

VII 入学志願者の審査等

府教育委員会の承認書の提出を必要とする者の取扱いについては、以下によるものとする。

なお、詳細については別に定め、令和5年11月に府教育委員会のウェブページにて公表する。

1 入学志願特別事情申告書の提出を必要とする者

次の(1)から(3)のいずれかに該当する者は入学志願特別事情申告書（様式 K122）〔25 ページ〕を作成し、卒業見込みの中学校等の校長の副申を得たうえで、出願時に志願する設置校の校長を通じて志願先高等支援学校の校長に提出する。

- (1) 本人の住所が府内にあり、保護者のうち的一方（父又は母）の住所は府内にあるが、他の一方の住所が特別の事情により府内にない者
- (2) 本人の住所は府内にあるが、特別の事情により保護者の住所が府内にない者
- (3) 本人は府内に居住しているが、特別の事情により住所が府内にない者

2 府教育委員会の承認書の提出を必要とする者

(1) 対象者

次の各項のいずれかに該当する者は、府教育委員会の審査を経て、承認書の交付を受けたうえで、出願時に志願する設置校の校長を通じて志願先高等支援学校の校長に提出する。ただし、高等支援学校へ入学手続きをするため、本人及び保護者が一時的に府内に住所を有し、入学後、本人及び保護者が再び府外に転居することが予定されている場合は、承認書の交付を申請することはできない。

- ア 府内の中学校等を卒業する見込みの者のうち、本人及び保護者の住所が入学日までに府内になることが確実な者
- イ その他特別な事情のある者

(2) 提出書類

審査を受けようとする者は、次の書類各2通を府教育委員会に提出する。

- ア 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜応募資格審査申請書
- イ 府内の転居予定先についての住居関係書類
- ウ その他、府教育委員会において必要と認めた証明書又は資料

(3) 審査期間

審査期間は、令和6年1月22日（月）から1月26日（金）の午前10時から午後4時（午後0時15分から午後1時を除く。）までとする。

なお、上記期間内に審査を受けることのできなかつた者について、府教育委員会がやむを得ない事情と認めた場合は審査をすることがある。

(4) 承認書の交付

審査の結果、書類に不備がなく志願することが適当であると認めた者に対しては、承認書を交付する。

Ⅷ 調査書及び推薦書等

1 全般的留意事項

- (1) 中学校等の校長は、作成のための補助機関として、教職員をもって調査書及び推薦書作成委員会を組織し、作成の公正を期する。
- (2) 調査書（様式 K152）〔29・30ページ〕及び推薦書（様式 K172）〔40・41ページ〕はそれぞれ表及び裏を、表裏にしたA4判の用紙1枚に、様式中の各項目について記載する。
- (3) 調査書は、令和5年12月31日現在をもって作成する。ただし、令和6年1月1日（月）から2月15日（木）までに転入学した者の調査書は、様式 K155〔33ページ〕、様式 K157〔36・37ページ〕により在籍していた学校に照会を行い、転入学した日をもって作成する。
- (4) 中学校等の校長は、志願者の調査書（様式 K152）及び推薦書（様式 K172）を、**令和6年2月14日（水）から2月15日（木）午後4時まで**に設置校を通じて高等支援学校の校長に提出する。その際、様式 K153〔31ページ〕を表面に貼付又は印刷した角2封筒を用いること。
なお、中学校等の校長が志願者ごとに封入し厳封したものであれば、志願書を提出する者が出願時に提出しても差し支えない。
- (5) 高等支援学校の校長は、調査書及び推薦書中に理解困難な事項があった場合は、設置校の校長を通じて、中学校等の校長に説明を求めることができる。ただし、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録の記載内容については、中学校等の校長に説明を求めることはできない。

2 記入上の留意事項

(1) 調査書（様式 K152）

中学校等での教育活動全般において、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の優れた点や長所を積極的に評価し、生徒の人物像を具体的に記載する。

ア「教科の学習に関する記録」欄及び「総合的な学習の時間に関する記録」欄

教科の学習及び総合的な学習の時間について、特に熱心に取り組んだことや成果のあった事項を文章表記で具体的に記載する。

イ「活動/行動の記録」欄

特別活動や校内・校外での活動及び生徒の良さや優れた点、成長の状況に関することについて、生徒の個性を多面的にとらえ、文章表記で具体的に記載する。

(2) 推薦書（様式 K172）

中学校等の校長は、「推薦する理由」、「障がいの状況及び中学校等などにおける生活のようす」、「仲間づくり、交流活動、出願する府立高校との連携など中学校等などにおける取組」について、できるだけ詳細に記載する。

第5 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜

共生推進教室補充選抜は、共生推進教室選抜実施校のうち、合格者数が募集人員に満たない設置校において実施する。

I 応募資格

共生推進教室補充選抜により入学を志願することのできる者は、「第4 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜」の「I 応募資格」に該当する者のうち、次の①～③のいずれかに該当する者とする。

- ① 共生推進教室補充選抜の出願時に国公私立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者
- ② 中等教育学校前期課程を修了する見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、①に該当する者
- ③ 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、①に該当する者

II 募集人員

募集人員は、別途発表する。

III 通学区域

通学区域は、府内全域とする。

IV 出願、面接、入学者の選抜等

1 出願

- (1) 出願は、1つの共生推進教室に限る。
- (2) 出願手続は、設置校において行う。
- (3) 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

3月25日	月	午前9時～正午
-------	---	---------

- (4) 志願者は、下記の書類を設置校に提出する。（郵送は認めない。）

ア 入学志願書（様式 K103） [19ページ]

イ 自己申告書（様式 K112） [22・23ページ]

自己申告書は、様式 K112表及び様式 K112裏を、表裏にした用紙1枚に、様式中の各項目について記載し、出願時に提出する。

原則として志願者の自筆とするが、志願者が保護者等と相談のうえ、他の者が記載してもよい。

ウ 療育手帳の写し又は知的障がい有するという判定の写し

エ 「第4 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜」の「I 応募資格」の(2)に該当する者は、入学志願特別事情申告書（様式 K122） [25ページ] 又は府教育委員会が交付する承認書及びその関係書類

2 面接

学力検査は実施せず、面接を実施する。

- (1) 面接の実施日については、3月25日（月）とする。
- (2) 面接は、自己申告書に基づき、個人面接で行う。なお、面接は保護者の同伴を原則とする。
- (3) 面接は、志願者全員について設置校において行う。
- (4) 面接の時間については、出願時に示す。

3 入学者の選抜

高等支援学校の校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、本実施要項の「第4 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜」の「IV 出願、面接、入学者の選抜等」「3 入学者の選抜」の(1)～(5)に準じて行う。

なお、高等支援学校の校長は、設置校の校長を通じて3月19日（火）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

4 合格者の発表

合格者の発表は、3月27日（水）午前10時に各設置校において行う。

V 中学校等における進学指導

中学校等の校長は、志願する設置校の校長を通じて志願先高等支援学校の校長にあらかじめ連絡をとるとともに、志願が適切なものとなるよう志願者・保護者に周知すること。

VI 留意すべき事項等

- (1) 共生推進教室補充選抜に出願する者は、高等支援補充選抜及び令和6年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち二次選抜、自立支援補充選抜において併願はできない。
- (2) 共生推進教室補充選抜の合格者は、大阪府立支援学校高等部に入学が決定している場合、その入学資格を失う。
- (3) 出願後は、志願先共生推進教室の変更を認めない。
- (4) 出願後は、書類は一切返還しない。
- (5) 本実施要項の違反又は虚偽若しくは不正などが判明した場合は、当該高等支援学校の校長は府教育委員会と協議のうえ、その受験者を不合格とし、又は入学を取り消す。
- (6) 高等支援学校の校長は、入学後の生徒について、できる限り早い時期にその健康状態を把握するよう努める。
- (7) 高等支援学校の校長は、設置校の校長を通じて志願者数、受験者数、合格者数並びに入学状況及び面接実施結果を府教育委員会に報告する。

VII 入学志願者の審査等

入学志願者の審査等については、本実施要項の「第4 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜」の「VII 入学志願者の審査等」に準じて行う。

VIII 調査書及び推薦書等

1 全般的留意事項

- (1) 中学校等の校長は、作成のための補助機関として、教職員をもって調査書及び推薦書作成委員会を組織し、作成の公正を期する。
- (2) 調査書（様式 K152）〔29・30ページ〕及び推薦書（様式 K172）〔40・41ページ〕はそれぞれ表及び裏を、表裏にしたA4判の用紙1枚に、様式中の各項目について記載する。
- (3) 調査書は、令和6年2月15日現在をもって作成する。2月16日（金）から3月25日（月）までに転入学した者の調査書は、様式 K155〔33ページ〕、様式 K157〔36・37ページ〕により在籍していた学校に照会を行い、転入学した日をもって作成する。
- (4) 中学校等の校長は、志願者の調査書（様式 K152）及び推薦書（様式 K172）を、出願時に設置校を通じて高等支援学校の校長に提出する。その際、様式 K153〔31ページ〕を表面に貼付又は印刷した角2封筒を用いること。
なお、中学校等の校長が志願者ごとに封入し厳封したものであれば、志願書を提出する者が出願時に提出しても差し支えない。
- (5) 高等支援学校の校長は、調査書及び推薦書中に理解困難な事項があった場合は、設置校の校長を通じて、中学校等の校長に説明を求めることができる。ただし、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録の記載内容については、中学校等の校長に説明を求めることはできない。

2 記入上の留意事項

調査書及び推薦書は、本実施要項の「第4 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜」の「VIII 調査書及び推薦書等」「2 記入上の留意事項」に従い作成する。